

全国ろうあ者体育大会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、全国ろうあ者体育大会に出場する選手の派遣に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、選手とは、財団法人全日本ろうあ連盟が主催する全国ろうあ者体育大会に愛知県選手団として出場する市内在住の聴覚障がい者をいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、選手の派遣に必要な経費を補助することにより、聴覚障がい者の自立支援及び福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第4条 この補助金は、一般社団法人愛知県聴覚障害者協会を補助金の交付対象者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、補助金の対象としない。

- (1) 補助事業者の役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（次号において「暴力団員」という。）となっている場合
- (2) 補助事業者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合

(補助事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業は、選手の派遣事業とする。

(補助対象経費及び補助額)

第6条 補助対象経費及び補助額は別表によるものとし、予算の範囲内において、毎年度補助金の額を決定するものとする。

(交付申請の期日)

第7条 規則第4条に定める交付申請は、事業開始前までに行わなければならない。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、この補助金の補助事業者が不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合又は第4条第2項各号に掲げる場合に該当することが判明した場合は、交付決定を取り消すものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成20年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に

この要綱に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日の際、現に改正前の要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により、なされた交付申請に係る補助金の交付について、旧要綱は同日以後も、なお効力を有する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日の際、現に改正前の要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により、なされた交付申請に係る補助金の交付について、旧要綱は同日以後も、なお効力を有する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

補助対象経費	補助額
<p>選手の派遣に要する費用のうち、次により算出した額の合計額とする。ただし、選手の数\leq30名を限度とする。</p> <p>1 旅費 豊田市から開催地までの往復旅費\times選手の数。 ただし、旅費の算出にあたっては、最も経済的な通常の経路及び方法によるものとし、豊田市旅費条例（昭和41年条例第1号）別表第2号に規定する支給対象者について算出した額を限度とする。</p> <p>2 宿泊費 愛知県の1人当たり補助基準額\times選手の数\times宿泊数。 ただし、宿泊数は3泊を上限とする。</p>	<p>補助対象経費の4分の1とする。ただし、1,000円未満は切り捨てる。</p>